

広資料第216号  
令和4年10月4日  
総務部防災安全課  
市民情報提供資料

## 災害時における緊急医療救護所に関する協定の締結について

このことについて、社会医療法人財団大和会武蔵村山病院及び独立行政法人国立病院機構村山医療センターと災害時における緊急医療救護所に関する協定を締結しましたのでお知らせします。

## 災害時における緊急医療救護所に関する協定書



武蔵村山市（以下「甲」という。）と社会医療法人財団大和会武蔵村山病院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、武蔵村山市地域防災計画に規定する医療救護体制を構築するため、災害時において甲が管理する施設の敷地の一部に緊急医療救護所を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急医療救護所 災害時において甲の責任により設置し、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び重傷者等に対する搬送調整を行う場所をいう。
- (2) 人員 医師、看護師等の医療従事者及びそれに準ずるものをいう。

### （設置場所）

第3条 緊急医療救護所を設置する場所は、甲が管理する次に掲げる施設の敷地のうち、別に定める範囲とする。

名 称 プリンスの丘公園

所在地 東京都武蔵村山市榎一丁目1番地の12

### （協力内容等）

第4条 乙は、災害が発生したときは、甲の要請により、緊急医療救護所の開設等を行うものとする。この場合において、乙は、甲に対し、人員の派遣の要請をすることができる。

2 前項に規定する甲及び乙が行う要請は、書面又は口頭をもって行う。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、災害の状況により緊急を要すると認めるときは、甲の要請を待たずに緊急医療救護所の開設等を行うものとする。この場合において、乙は、緊急医療救護所を設置したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

### （開設期間）

第5条 緊急医療救護所の開設期間は、原則として災害発生直後から72時間とする。ただし、甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、開設期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急医療救護所を設置する必要がなくなったときは、速やかに緊急医療救護所を閉鎖するものとする。



(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、第4条の規定による要請を円滑に行うため、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協力体制)

第7条 甲及び乙は、第4条に規定する協力内容を実施するに当たり、互いに協議し、その協力体制を明らかにしておくものとする。

2 甲及び乙は、前項の協力体制の内容に変更が生じたときは、互いに報告するものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づき緊急医療救護所で業務に従事する乙の職員が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(費用)

第9条 甲は、緊急医療救護所の開設等に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の負担の詳細については、別途乙と協議するものとする。

(締結期間及び更新等)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日の翌日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

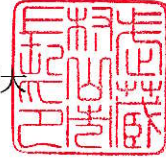
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

令和4年10月4日

甲 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市

武蔵村山市長 山崎 泰大



乙 東京都武蔵村山市榎一丁目1番地の5

社会医療法人財団大和会

武蔵村山病院

院長 鹿取 正道





## 災害時における緊急医療救護所に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構村山医療センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、武蔵村山市地域防災計画に規定する医療救護体制を構築するため、災害時において甲が乙の管理する施設の敷地の一部に災害時における緊急医療救護所を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急医療救護所 災害時において甲の責任により設置し、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び重傷者等に対する搬送調整を行う場所をいう。
- (2) 人員 医師、看護師等の医療従事者及びそれに準ずるものをいう。

### （設置場所）

第3条 緊急医療救護所を設置する場所は、乙の管理する次に掲げる施設の敷地のうち、乙が指定する範囲とする。

名称 独立行政法人国立病院機構村山医療センター

所在地 東京都武蔵村山市学園二丁目37番地の1

### （協力内容等）

第4条 乙は、災害が発生したときは、甲の要請により、緊急医療救護所の開設等を行うものとする。この場合において、乙は、甲に対し、人員の派遣の要請をすることができる。

2 前項に規定する甲及び乙が行う要請は、書面又は口頭をもって行う。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、災害の状況により緊急を要すると認めるときは、甲の要請を待たずに緊急医療救護所の開設等を行うものとする。この場合において、乙は、緊急医療救護所を設置したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

### （開設期間）

第5条 緊急医療救護所の開設期間は、原則として災害発生直後から72時間とする。ただし、甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、開設期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急医療救護所を設置する必要がなくなったときは、速やかに緊急医療救護所を閉鎖するものとする。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、第4条の規定による要請を円滑に行うため、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協力体制)

第7条 甲及び乙は、第4条に規定する協力内容を実施するに当たり、お互いに協議し、その協力体制を明らかにしておくものとする。

2 甲及び乙は、前項の協力体制の内容に変更が生じたときは、お互いに報告するものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づき緊急医療救護所で業務に従事する乙の職員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(費用)

第9条 甲は、緊急医療救護所の開設等に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の負担の詳細については、別途乙と協議するものとする。

(現状復旧)

第10条 甲は、緊急医療救護所を閉鎖するときは、提供された乙の敷地を現状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(締結期間及び更新等)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結日の翌日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

令和4年10月4日

甲 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市

武蔵村山市長 山崎 泰大



乙 東京都武蔵村山市学園二丁目37番地の1

独立行政法人国立病院機構村山医療センター

院長 谷戸 祥之

